

令和7年第2回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和7年6月16日(月)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富 士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉 田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉 田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健 康 福 祉 推 進 室 課 長	井 上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告
  - 議案第 1号 安堵町表彰条例の制定について
  - 議案第 2号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について
  - 議案第 6号 町道路線の新規認定について
- 第 2 子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告
- 第 3 報告第 4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 発議第 1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書
- 第 6 議員派遣について
- 第 7 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第 8 特別委員会の閉会中の継続調査について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

令和7年6月10日、安堵町議会議長 近藤晃一様、総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史。

総務産業建設常任委員会報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査事項、付託案件について。議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」、議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について」、議案第6号「町道路線の新規認定について」

2. 開催日時及び場所、令和7年6月6日金曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 委員長 増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員 (2) 説明員 西本町長、富井副町長、久保教育長、吉田一弘総務部長、勝井住民生活部長、廣瀬事業部長、池田理事、溝本教育次長、富士会計管理者、増田総合政策課長、吉田貴史安全安心課長、藤岡税務課長、吉田彰宏住民課長、井上健康福祉推進室課長、西田子ども家庭推進室課長 (3) 事務局 吉岡議会事務局長心得、吉田裕一リーダー

4. 審査の内容、6月4日の本会議において付託された案件について、各担当の説明員から詳細な説明を受け、慎重に審査しました。当委員会としての結果は次のとおりです。

5. 審査の結果、(1) 議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」安堵町表彰条例施行規則に基づき詳細な説明を受け、各委員から質疑がありました。審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について」資料に基づき詳細な説明を受け、各委員から質疑がありました。審議し、採決の結果、賛成多数で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議案第6号「町道路線の新規認定について」民間事業者から開発し築造された道路について寄附の申し出があり、町の道路基準に適合しているとの説明があった。審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決した。

以上。

議長(近藤晃一) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。上林議員。

6番（上林勝美） 議案第2号。

議長（近藤晃一） 一括の質疑ですから、どうぞ。

6番（上林勝美） 「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について」質疑いたします。資料にありますように3款 民生費、3項 人権対策費、4目 共同浴場管理運営費ということで、委託料ということで52万、浴場管理委託で計上されておられますが、この令和7年4月1日共同浴場管理委託契約書について、概要説明をお願いいたします。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。住民課の吉田です。4月1日に契約しました日新湯共同浴場の契約につきましては、町と解放同盟、乙ということで解放同盟が指名した者で契約を行っております。

内容といたしましては、共同浴場の管理運営の方を一部委託ということで契約を結んでおります。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 令和7年4月1日に契約を結ばれまして、令和7年4月4日、共同浴場管理委託変更契約書というのを交わしておられますが、なぜ変更する必要があるのか説明をお願いします。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏） 当初、例年どおり月曜日から土曜日まで、風呂の開いている時間帯を委託しておりましたが、清掃等業務、風呂の清掃と風呂の水の入れ替え等につきましては、昨年度まで、令和6年度までは職員により、休日出て来て水の管理等を行っていました。今回、7年の4月1日の契約を結ぶ際に、今年度日曜日の部分も入れ替えをお願いしたら、承諾していただきましたので、日曜日の半日分の52週分、52万円を変更契約を結んだところでございます。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 令和7年4月4日、変更契約をされたということなのですが、国は2020年3月に最後の同和対策特別措置法と言われる、地対財特法が失効したことをもって同和事業の終結と、みなしています。速やかに一般対策に移行するべきではないですか。なぜ継続するのですか。説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏） 本業務、安堵町の共同浴場日新湯につきましては、まだまだ地域の方が利用され、多くの方が利用されているのが現状であり、地域の交流の場の役割を果たす場所であるため、地域の実情を把握されている現契約者が適切であると判断しております。

また、契約の根拠につきましても、地方自治法施行例167条の2第2項の規定による随意契約で行っているところでございます。

以上です。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） これで質疑を終わります。

議長（近藤晃一） はい。他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第1号「安堵町表彰条例の制定について」討論を行います。

討論ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（近藤晃一） 次に、議案第2号「令和7年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり可決とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、多数です。お座りください。

議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（近藤晃一） 次に、議案第6号「町道路線の新規認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（近藤晃一） それでは、日程第2「子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長の報告を求めます。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

（福井子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 登壇）

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長（福井保夫） おはようございます。それでは、子供及び子育て世代対策特別委員会の報告をします。

令和7年6月10日、安堵町議会議長 近藤晃一様、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 福井保夫。子供及び子育て世代対策特別委員会報告書。

本委員会を開催しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 調査事項、（1）中学校の自転車通学について、（2）第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画について、（3）その他

2. 開催日時及び場所、令和7年6月9日月曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員 福井委員長、浅野副委員長、松田委員、近藤委員、森田裕康委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員（2）説明員 久保教育長、勝井住民生活部長、溝本教育次長、西田子ども家庭推進室課長、塩野教育推進課主幹、小山子ども家庭推進室課長補佐（3）議会事務局 吉岡事務局長心得、吉田リーダー

4. 内容、（1）中学校の自転車通学について。令和7年6月12日木曜日の生徒会総会で、自転車通学についての協議を行い、その後アンケートを実施する予定である。対象3地域（あつみ台・小泉苑・笠目）の生徒数は約40名。駐輪場の整備も進める必要がある。

（2）第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画について。令和2年に「第2期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきた。近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第3期安堵町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。しっかりと実施していただき、若い世代が近隣の町へ転出しないよう、各課一体となり、魅力のある町にしていきたい。

(3) その他。中学校クラブ活動地域移行における検討委員会の立ち上げについては、令和7年7月2日に県の教育長会があり、県の方針等により検討していく。今後の小・中学校の教育方針については、令和7年7月開催予定の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）で、今後の方針等を決めていく。

引き続き、当委員会を継続します。以上です。

議長（近藤晃一） 以上で、子供及び子育て世代対策特別委員会委員長報告を終わります。

---

議長（近藤晃一） 続いて、日程第3 報告第4号「議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明報告を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしく申し上げます。それでは、報告第4号「議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」を説明させていただきます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日報告、安堵町長 西本安博。

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議

決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月19日専決、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いします。

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年4月17日発生、安堵町所有の公用車による交通事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

記。1. 事故発生日、令和7年4月17日、午前8時10分頃

2. 事故発生場所は、記載の西安堵地内でございます。

3. 相手方、損害物件、賠償額につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

4. 和解事項、(1)賠償額は別紙のとおりとする。(2)町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。(3)相手方は、その余の請求を放棄する。

5. 事故の原因、安堵町のごみ収集運搬補助委託業者の社員が町の公用車でごみ収集中、西安堵地内の相手方の建物の北側の道路を南に向かって左折した際に車両の荷台左側上部が民家の塀に接触し、塀の瓦の一部が破損した。

この事故によります損害賠償額といたしましては、補償費として、物損の賠償として33万円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和7年5月19日付で損害賠償額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

本件につきましては、委託業者の現場責任者と運転手に、改めて公用車の安全運転の指導を行ったところでございます。今後このようなことが起きないように、一層注意してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上で、報告第4号についての説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） 只今、説明のありました本件につきまして、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終結します。

---

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第4 議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布施行されたことに伴い、最近における物価変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改正されたことから、本町の選挙長等の報酬の額について、この基準に準じて改正を行うものでございます。

説明につきましては、議案書と条例改正本文をめぐっていただき、新旧対照表をお願いいたします。

本条例別表のうち、8 選挙長について、報酬の額を選挙1回につき「1万800円」から「1万2,200円」に改正。9 選挙管理者について、期日前投票所の投票管理者の報酬の額を日額「1万1,300円」から「1万2,800円」に改正。期日前投票所以外の投票管理者の報酬の額を日額「1万2,800円」から「1万4,500円」に改正。10 開票管理者について、報酬の額を選挙1回につき「1万800円」から「1万2,200円」に改正。11 立会人について、期日前投票所の

投票立会人の報酬の額を日額「9,600円」から「1万900円」に改正。期日前投票所以外の投票立会人の報酬の額を日額「1万900円」から「1万2,400円」に改正。選挙・開票立会人の報酬の額を日額「8,900円」から「1万100円」に改正いたします。

以上でございます。

なお、本条例は公布の日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年6月16日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（近藤晃一） 続いて、日程第5 発議第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和7年6月16日提出、提出者 安堵町議会議員 上林勝美

賛成者 安堵町議会議員 近藤議員、山岡議員、

森田瞳議員、浅野議員、松田議員、森田裕康議員、

増井議員、福井議員

それでは、意見書を読み上げさせていただきます。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪うものです。もし、冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から出来る限り救済の道を開く必要があります。

昨年10月に58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定しました。また、11月には福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審開始が決定しました。これまでも2010年の足利事件に始まり、布川事

件、東電OL事件、2016年の東住吉事件まで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。2019年の松橋事件と2020年の湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定しました。

しかし、これらの事件で再審が認められ無罪となるには、つねに検察の壁が立ちただかっていました。一つ目の壁は、検察の手持ち証拠の証拠開示制度がないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の側にあります。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきですが、しばしば無罪の証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちませんでした。その上、再審請求では無実を主張する請求人と弁護側に新たな明白な無罪証拠を提出することが求められるのです。事件から63年をむかえた名張毒ぶどう酒事件では、4年前、新たに証拠が開示されました。それは事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。これは再審開始決定が出た19年前にも請求しましたが、存在しないとしていた証拠です。もし19年前、この証拠を出していれば、奥西さんが存命中に無罪が確定していたかもしれません。

通常審では公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールがなく、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられるなど、法の下の平等原則さえも守られていません。

二つ目の壁は、再審開始決定に対する検察側の不服申立（上訴）が許されていることです。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立によって9年の無駄な時間が流れました。名張毒ぶどう酒事件の奥西さんにいたっては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま89歳で無念の獄死をされました。

冤罪の悲劇を繰り返させないためにも、法的な制限を加える必要があるのは明白です。よって、下記の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

- 記。一．再審請求の前後を問わず、検察の手持ち証拠の開示制度を創設すること。
- 二．再審開始決定に対する検察官の不服申立制度を廃止すること。
- 三．再審手続きの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年6月16日、奈良県安堵町議会

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、法務大臣殿

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。  
これより、発議第1号を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。  
発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第6「議員派遣について」を議題とします。  
お諮りいたします。  
安堵町議会会議規則第122条の規定により、お手元にある資料のとおり安堵町立  
小中学校へ議員派遣することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

それでは、配布資料のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

---

議長（近藤晃一） 日程第7「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定を  
しました。

---

議長（近藤晃一） 日程第8「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長、公共施設等合理化推進検討特別委員会委員長、遊水地底面利活用特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（近藤晃一） 日程第9「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（近藤晃一） これで本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

町長（西本安博） 議長、すみません。一つだけ報告させていただきたいのですが。

議長（近藤晃一） はい。町長、お願いします。

町長（西本安博） それでは、一つだけお願いをしたいことがございます。

来年度は町制40周年、記念の年にあたります。従いまして、記念行事を行いたいと今、考えております。まず、日にちですけれど、5月23日土曜日を記念行事の施

行日と、まずは決めさせていただきたい。このように思っております。

内容等については、これからまた、いろいろと組み立てながら、皆様方の御意見あるいは御協力をお願いすることになります。

議員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。ひとつよろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） 今、町長の方から御報告ございました。町政40周年の記念事業について実施するということでございますので、御認識をよろしく願いいたします。

それでは、本日の日程は、すべて終了といたします。

これで会議を閉じます。令和7年第2回安堵町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

-----  
閉 会

午前10時36分  
-----